

一般社団法人 日本思春期学会 優秀論文表彰に関する規程

第1条 優れた論文を表彰するに際し、「一般社団法人日本思春期学会（以下、「本学会」という。）優秀論文賞（以下、「本賞」という。）」を設ける。

第2条 本賞は思春期学の発展に寄与する学術研究の推進のために授与される。「本学会優秀論文賞」は最も秀でた先駆的な学術論文であり、思春期学の発展に貢献が大きい論文に対して授与される。

第3条 本賞は、毎年本学会の機関誌「思春期学」の前年の巻、第1～4号に掲載された原著論文の中から原則として1編を選考する。
但し該当論文の無い場合はこの限りではない。

第4条 本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。

第5条 本賞は、本学会総会において、理事長より授与されるものとする。

第6条 受賞の対象となるものは、本学会の会員によるもので、研究の発展、実践や本学会への貢献が期待されるものとする。

2 受賞の対象論文は、別掲の推薦書（書式I）により締め切り日までに本学会編集委員会が本学会優秀論文賞選考委員会に推薦し、選考は次項に定める本学会優秀論文賞選考委員会で行う。

3 本学会優秀論文賞選考委員会の委員長は学術担当副理事長とし、委員は学術担当理事及び幹事、編集担当理事及び幹事、並びに理事会が推薦する理事若干名とし、委員長及び委員の任期は、各原役職と同一の在任期間とする。

4 選考基準及び選考方法は、別に定める。

5 本学会優秀論文賞選考委員会は選考の結果を理事会に報告し、理事会が受賞論文を決定する。

第7条 本賞に関する事務局は、本学会事務局とする。

第8条 この規程を改正・廃止する場合には、理事会の承認を受ける。

附則

1. この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。
2. この規程は、2019年8月23日から施行する。

優秀論文表彰に関する内規

第1条 年4回発行の「思春期学」において、12月のVol.4発刊の後、翌年2月に開催される本学会編集委員会にて原著論文より数編（1編の場合を含む。）の候補論文の推薦を行い、本学会優秀論文賞選考委員会にて、優秀論文1編を選考する。

第2条 前条に定める本学会編集委員会での候補論文の推薦は、各論文に対して点数化評価（5段階評価）して行う。

第3条 本学会優秀論文賞選考委員会は、翌年3月に開催し、優秀論文賞を選考する。

第4条 本学会優秀論文賞選考委員会は、選考過程を議事録にして作成・保存する。

第5条 本学会優秀論文賞選考委員会は、翌年3月に開催する理事会に報告する。

第6条 理事長より授与される副賞は、10万円とする。

第7条 この内規を改正・廃止する場合は、本学会優秀論文賞選考委員会の承認を受ける。

附 則

1. この内規に定めるもののほか、必要な事項は、本学会優秀論文賞選考委員会委員長が別に定める。
2. この内規は、2019年8月23日から施行する。

参考；

タイムスケジュール

- | | |
|------|--------------------------|
| 12月 | 『思春期学』Vol.4発行 |
| 翌年2月 | 本学会編集委員会開催 |
| 3月 | 本学会優秀論文賞選考委員会開催
理事会開催 |
| 8月 | 定時社員総会・学術集会にて表彰 |